

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則を制定し、ここに公布する。

令和六年四月九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十八号

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第百六十四号。以下「省令」という。）及び福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年福岡県条例第二十三号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書及びその添付図書)

第二条 省令第十六条第二項の計画説明書は、様式第一号の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書によるものとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

2 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書は、様式第二号の雨水浸透阻害行為変更許可申請

(協議) 書によるものとする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、様式第三号の雨水浸透阻害行為変更届出書を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、様式第二号の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書を提出することにより行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更（法第三十条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第五条 法第三十条の許可（法第三十七条第一項の規定による許可を含む。以下この条、次条及び第九条において同じ。）を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を様式第四号の雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書により、知事に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置

二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

（雨水浸透阻害行為に関する工事了届出書の添付図書）

第七条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺二千五百分

の一以上のものに限る。）

二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第八条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺二千五百分の一以上のものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付）

第九条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、様式第五号の雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

（標識の様式）

第十条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第三十八条第三項の標識 様式第六号

二 法第四十一条第三項の標識 様式第七号

三 法第四十五条第一項の標識 様式第八号

四 法第五十四条第一項の標識 様式第九号

五 法第七十三条第三項の標識 様式第十号

（身分証明書の様式）

第十一条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項に規定する身分を示す証明書は様式第十一号によるものとし、法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二

項に規定する身分を示す証明書は様式第十二号によるものとする。

附 則

この規則は、令和六年五月一日から施行する。

様式第 1 号 （第 2 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設 計 者 (法人の場合は、 主たる事務所の 所在地、名称及 び代表者の氏 名)	住所	郵便番号		電話番号								
		氏名										
雨水浸透阻害行為の 区域に含まれる地域 の名称												
雨水浸透阻害行為に 関する工事及び対策 工事の計画の方針												
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)		
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その 他	合 計			
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)		
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その 他	合 計			
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
対策工事に係る雨水 貯留浸透施設の計画	行 為 前 の 流 出 係 数			行 為 後 の 流 出 係 数								
	行 為 前 の 流 出 雨 水 量			(㎡³/秒)				行 為 後 の 流 出 雨 水 量			(㎡³/秒)	
	雨水貯留浸透施設の計画			名 称		容量又は規模及び構造			管理者(帰属先)			
そ の 他												

注 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

様式第 2 号（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者（協議者） 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第 37 条第 1 項
第 37 条第 4 項において準用する同法第 35 条の規定により、雨水
浸透阻害行為 の 許 可 を 受 け た 事項の変更について 許 可 を 申 請 します。
について協議が成立した 協 議

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号			年 月 日 第 号
工伴 事 い の 変 更 す る 事 項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項			
※ 受付番号			年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可番号			年 月 日 第 号

注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。

2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

3 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号			年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含ま れる地域の名称					
変 更 に 係 る 事 項	雨水浸透阻害行為 に関する工事の 着手予定年月日	変更後	年 月 日		
		変更前	年 月 日		
	雨水浸透阻害行為 に関する工事の 完了予定年月日	変更後	年 月 日		
		変更前	年 月 日		
	対 策 工 事 の 着手予定年月日	変更後	年 月 日		
		変更前	年 月 日		
	対 策 工 事 の 完了予定年月日	変更後	年 月 日		
		変更前	年 月 日		
変 更 の 理 由					
そ の 他 必 要 な 事 項					

様式第 4 号（第 5 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

福岡県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日	
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	（電話番号）
	現場管理者の氏 名	

様式第 5 号（第 9 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

福岡県知事 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号		年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人 にあっては、主たる 事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

様式第 6 号（第 10 条関係）

← 90 センチメートル →	
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	
福 岡 県	
施設の名称 検査済証番号 施設の容量又は規模及び構造の概要 福岡県知事の許可を要する行為 施設の管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先	
○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の許可に係る 工事により設置されたものです。	
↑ 70 センチメートル ↓	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

様式第7号 (第10条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(雨水浸透阻害行為に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第 41 条第 1 項の規定により、 年 月 日付
 けで を命じた。

年 月 日

福岡県知事



様式第 8 号（第 10 条関係）

90 センチメートル	
保 全 調 整 池	
福 岡 県	
名称	70 セ ン チ メ ー ト ル
指定番号	
容量及び構造の概要	
福岡県知事への届出を要する行為	
保全調整池の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第 44 条第 1 項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

様式第 9 号（第 10 条関係）

← 90 センチメートル →	
貯 留 機 能 保 全 区 域	
福岡県	
名称	70 セ ン チ メ ー ト ル
指定番号	
位置	
貯留機能保全区域の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第 53 条第 1 項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

様式第 10 号 (第 10 条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(浸水被害防止区域に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第 73 条第 1 項の規定により、 年 月 日付
 けで を命じた。

年 月 日

福岡県知事



様式第 11 号 (第 11 条関係)

(表面)

身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第 42 条第 1 項及び第 74 条第 1 項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。 交付年月日 年 月 日 福岡県知事 印	↑ 6 センチメートル ↓
← 8 センチメートル →	

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

（立入検査）

第 42 条 都道府県知事等は、第 30 条、第 37 条第 1 項、第 38 条第 2 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入検査）

第 74 条 都道府県知事等は、第 57 条第 1 項、第 62 条第 1 項、第 63 条第 2 項、第 64 条、第 66 条、第 71 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 12 号（第 11 条関係）

(表面)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第 77 条第 1 項の規定により測量又は調査のための土地の立ち入り等を行うことができる者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
福岡県知事	印

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

8 センチメートル

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）

(立入検査)

第 74 条（略）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(測量又は調査のための土地の立ち入り等)

第 77 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第 3 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項の規定による特定都市河川流域の指定又は第 44 条第 1 項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4（略）

5 第 74 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合について準用する。

6～10（略）